

3 1 砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の推進について

(国土交通省，農林水産省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

土砂災害から人命・財産を守るための砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

現状及び課題

【現状】

本県は，土石流危険渓流（9,964 渓流），急傾斜地崩壊危険箇所（21,943 箇所）とも全国で最多であり，土砂災害から人命・財産を守るため，砂防，治山施設等の整備を引き続き推進しているところである。

ハード対策と併せ，土砂災害のおそれのある区域を明らかにし，危険の周知や情報伝達・警戒避難体制の整備等ソフト対策の拡充を行っている。

このようなソフト対策をさらに推進していくため，土砂災害警戒区域等の指定を順次，行っているところである。

総合流域防災事業が，平成 17 年度から新規創設された。

【課題】

土砂災害から県民の生命・財産を守るためには，ハード，ソフト両面の土砂災害対策を一層推進する必要がある。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を引き続き推進する必要がある。

「土砂災害防止法」の円滑な実施を図るうえで，税財政上の支援措置を充実する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

(ハード対策)

平成 13 年度 広島西部山系直轄砂防事業着手

(ソフト対策)

平成 13 年 6 月 土砂災害情報相互通報システムの一部運用開始

平成 14 年 6 月 土砂災害危険箇所図をインターネットで提供

平成 15 年 3 月～ 土砂災害警戒区域等の指定（平成 19 年 3 月 31 日現在 2,863 箇所指定）

平成 17 年 6 月 防災情報メール通知サービスの運用開始

平成 18 年 9 月 土砂災害警戒情報の運用開始

【前年度提案結果】

砂防事業 (全国枠国費) 140,465 百万円 (対前年度比 96.5%)

急傾斜地崩壊対策事業 (全国枠国費) 21,025 百万円 (対前年度比 97.5%)

総合流域防災事業(再掲)(全国枠国費) 62,519 百万円 (対前年度比 94.3%)

治山事業(民有林分) (全国枠国費) 80,852 百万円 (対前年度比 90.0%)

提案の内容

砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の着実な事業実施を図るため格段の配慮をすること

広島西部山系直轄事業の推進を図ること

土砂災害防止法に基づく砂防関係基礎調査の着実な事業実施を図るため格段の配慮をすること

土砂災害特別警戒区域に居住する者に対する税財政上の支援措置の充実を図ること
 (移転に関するもの) ・不動産譲渡所得税等の特例措置など
 (定住に関するもの) ・障壁設置，構造補強等安全対策に対する助成制度の創設など

土砂災害防止法に基づく指定までの流れ

